

IV-4 訓練等給付費の対象

サービス名	事業内容	利用者
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> 理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を実施 利用者ごとに、標準期間（18カ月）内で利用期間を設定 	<p>地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者</p> <ol style="list-style-type: none"> 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等
生活訓練	<ul style="list-style-type: none"> 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施 利用者ごとに、標準期間（24カ月、長期入所者の場合は36カ月）内で利用期間を設定 	<p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者</p> <ol style="list-style-type: none"> 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> 一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施 利用者ごとに、標準期間（24カ月）内で利用期間を設定 	<p>一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる者（65歳未満の者）</p> <ol style="list-style-type: none"> 企業等への就労を希望する者 技術を習得し、在宅で就労・企業を希望する者
就労継続支援A型（雇用型）	<ul style="list-style-type: none"> 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援 利用期間の制限なし 	<p>就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な者（利用開始時、65歳未満の者）</p> <ol style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者
就労継続支援B型	<ul style="list-style-type: none"> 通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労等への移行に向けて支援 利用期間の制限なし 	<p>就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上や維持が期待される者</p> <ol style="list-style-type: none"> 企業等や就労継続支援A型（雇用型）での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者 就労移行支援事業を利用したが、企業等または就労継続事業（雇用型）の雇用に結びつかなかった者 ①②に該当しない者であって、50歳に達している者、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（雇用型）の利用が困難と判断された者
共同生活援助	<ul style="list-style-type: none"> 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う 利用期間の制限はない 	<p>地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者</p>